



第 1 章

計画の基本的事項

第 1 節 基本的事項

第 2 節 定期見直しの方針

第 1 節 基本的事項**1 計画策定の背景**

「塩尻市環境基本計画」は、2000年に策定され、2006年に「塩尻市環境基本計画中期計画」、2010年に「塩尻市環境基本計画後期計画」の2回の見直しを経て、2014年度に目標年度を迎えました。

「塩尻市環境基本計画後期計画」策定からこの間、世界規模で深刻化しつつある地球温暖化への対策、持続できる社会の形成に欠かせない資源・エネルギーの循環的利活用、大気や水等の環境保全やごみの発生抑制、自然環境の保全等は引き続き重要な環境問題となっており、関連する法や計画の整備が進んでいます。加えて、東日本大震災以降、全国的に広がる*省エネルギー行動等、環境政策や社会状況が変化しています。

こうした背景に対応しながら、様々な環境課題を的確にとらえ、取り組んでいくために、「第二次塩尻市環境基本計画」を策定しました。

2 計画策定の目的

塩尻市は、1998年1月に、豊かな自然環境を将来にわたり守っていくため、すべての市民の参加と協力の下、自然と人とが共生できる環境の保全に取り組んでいくことを定めた「塩尻市環境基本条例」を制定しました。

塩尻市環境基本条例では、環境の保全により現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するため、3つの基本理念を掲げています。

「第二次塩尻市環境基本計画」は、この理念の実現を目指して、本条例に基づいて策定されたもので、本市の環境の保全を市民・事業者・市が協力して総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

塩尻市環境基本条例の基本理念

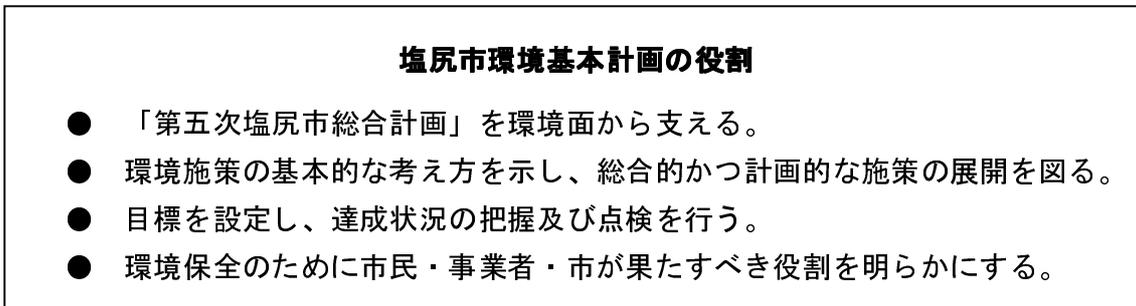
- 1 環境の保全は、自然の恵みがすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、将来にわたって、豊かな自然が保護及び育成されるよう行われなければならない。
- 2 環境の保全は、地球の資源が有限であり、自然の回復能力にも限りがあることを認識しつつ、*環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、自然と人とが共生していくことを目的として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての生物の生存基盤を確保する上で極めて重要であることを認識し、人類共通の課題として、すべての者の参加と国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

3 計画の役割と位置づけ

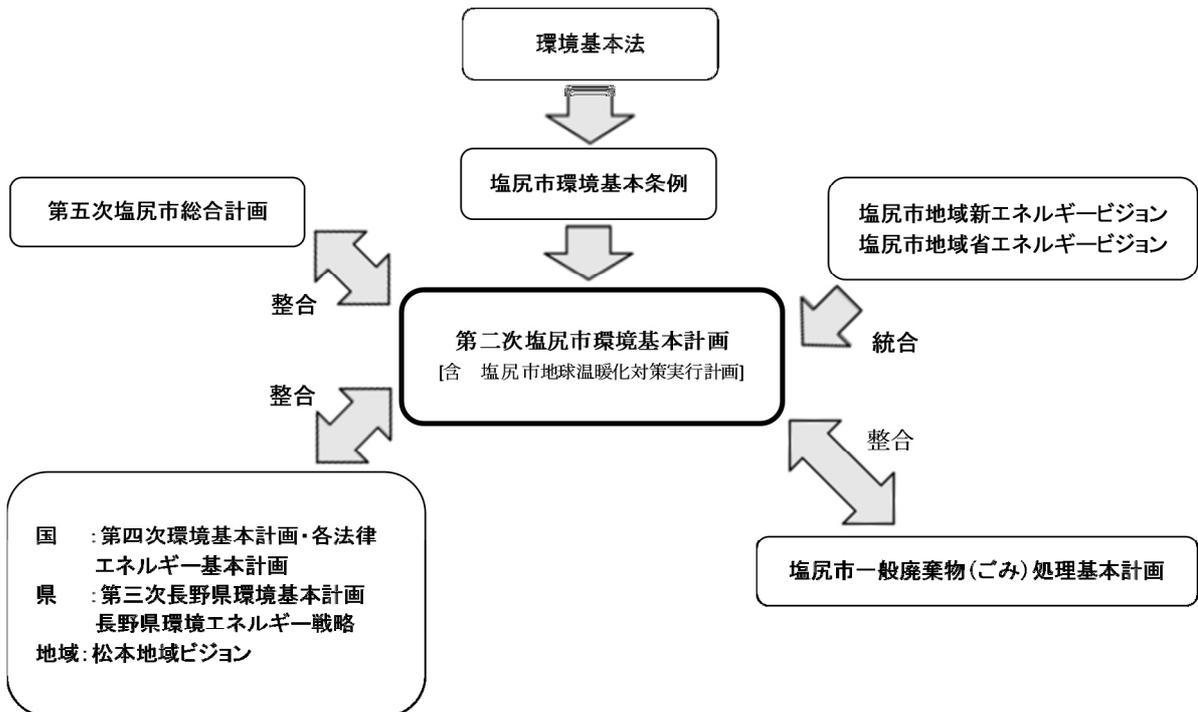
「第二次塩尻市環境基本計画」は、「塩尻市環境基本条例」第 6 条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。また、市の上位計画である「第五次塩尻市総合計画」の分野別行動計画として環境面を具体化する計画であり、環境施策を推進するための基本方針となるものです。

本計画には、地球温暖化問題に対し積極的かつ効率的に取り組むため、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）として、「塩尻市地球温暖化対策実行計画」を組み込みました。

また、個別計画である「塩尻市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」等、関連する計画との整合・連携を図りました。

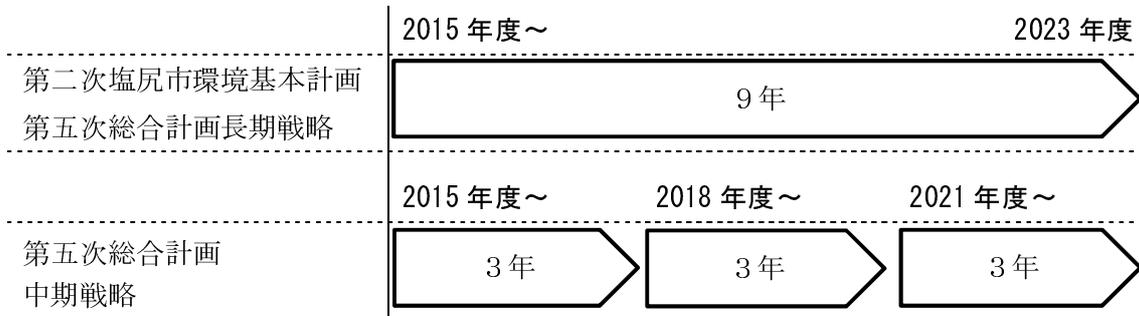


塩尻市環境基本計画の位置づけ



4 計画の期間

「第二次塩尻市環境基本計画」の期間は、「第五次塩尻市総合計画」の期間と整合させ、2015年度を初年度とし、2023年度を目標年度とした9年間としました。また、本市を取り巻く環境や社会経済状況の変化等を踏まえ、3年ごとに施策や目標値の見直しを検討します。



5 計画の範囲

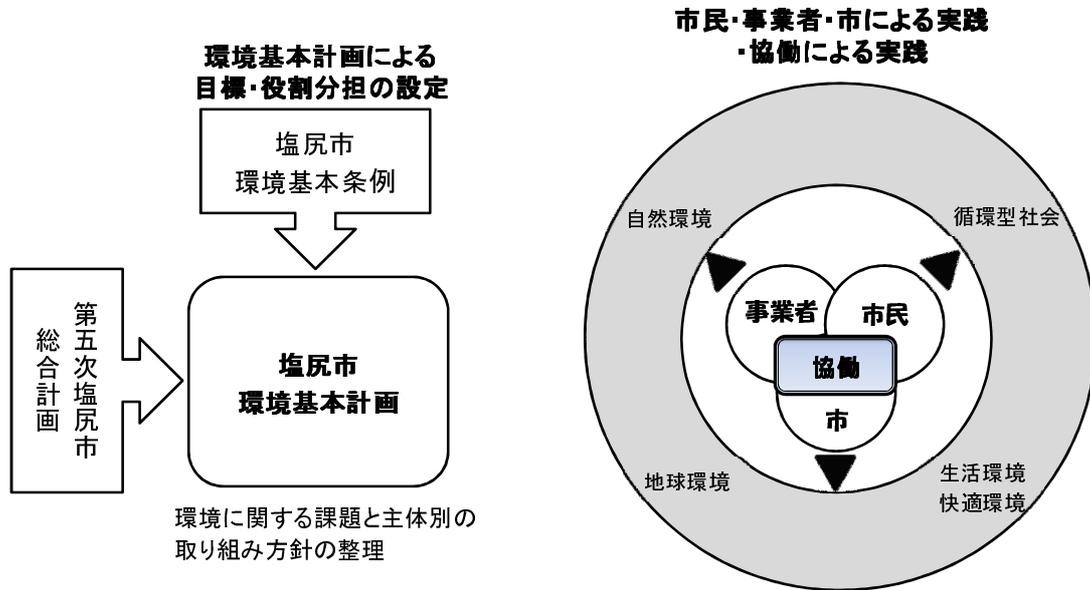
「第二次塩尻市環境基本計画」が対象とする地域は、本市全域とします。

私たちを取り巻く環境は、大気や水質、騒音、悪臭等公害問題、自然環境の保全、廃棄物問題、景観の保全等から地球環境問題まで幅広く、それぞれが関連しています。計画推進のために共通する取り組みを「環境学習・協働」とし、対象とする環境の範囲を、「地球環境」、「循環型社会」、「生活環境」、「快適環境」、「自然環境」とします。

環境学習・協働	次の各環境等に対する、市民・事業者・市の意識啓発や学習活動、協働による環境保全
地球環境	地球温暖化等、地球規模の環境や省資源・*省エネルギー、*再生可能エネルギーの導入促進
循環型社会	ごみの発生を抑制し、資源循環することで、天然資源の消費を抑制し、*環境への負荷を低減する社会
生活環境	大気、水、土壌、騒音等生活するうえで関わる環境
快適環境	緑に親しめる生活空間、歴史的町並み等快適性に関わる環境、良好な景観
自然環境	野生生物の生息環境や森林、水辺等の生態系を含めた環境

6 推進主体

塩尻市環境基本条例では、環境を保全していくための市民・事業者・市の責務を定めています。「第二次塩尻市環境基本計画」では、市民・事業者・市の各主体が、条例に定められた責務を認識するとともに、協働により環境保全への取り組みを実践していくことを目指します。



塩尻市環境基本条例（抄）

（市の責務）

第3条 市は、環境の保全に関し、市民の意見を尊重して、地域の自然的社会的特性に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、環境の保全に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図り、協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害その他環境の汚染を防止するとともに、当該事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への影響を最小限に抑えるよう必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、日常生活において、資源及びエネルギーを有効利用し、廃棄物の発生を抑制すること等により、*環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、地域における環境の保全に関する取組を推進し、及び市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

7 推進体制

本計画は、環境に係わる様々な施策を多岐にわたって展開する計画です。

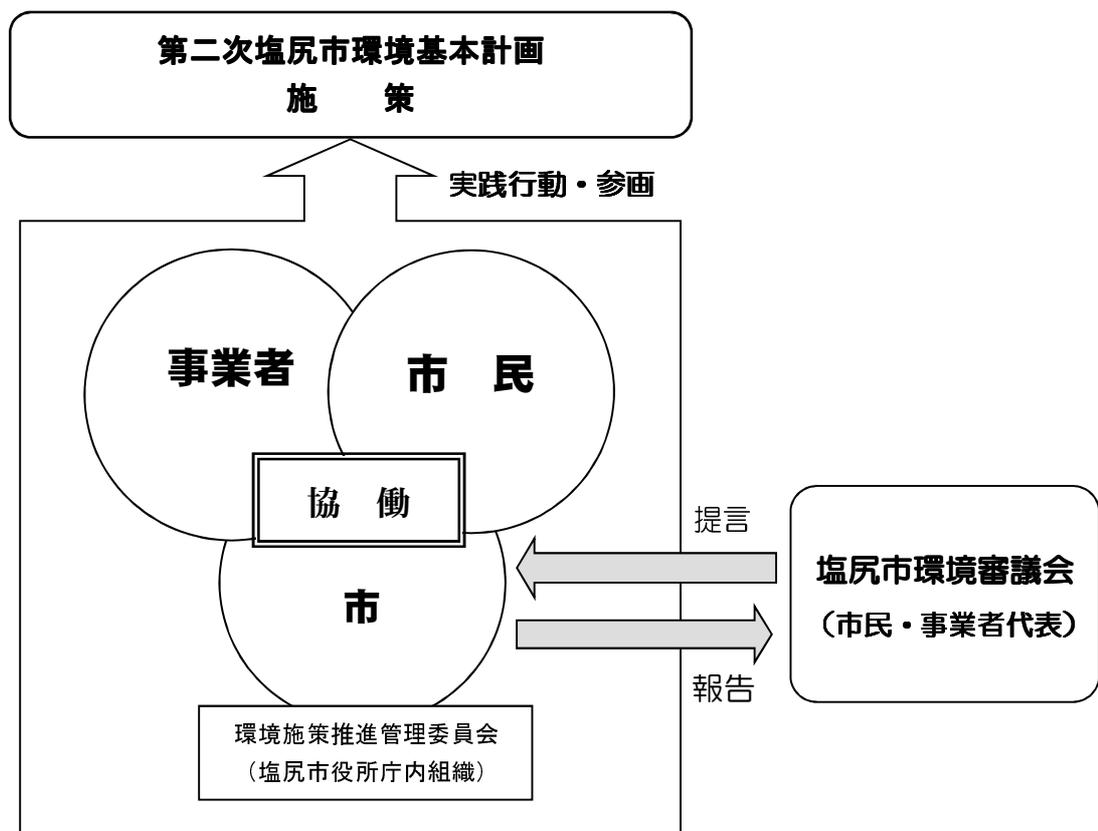
各施策を実現していくためには、市民・事業者・市の各推進団体が、それぞれの責務と役割を果たすことが大切ですが、これからは各主体の取り組みとともに、それぞれが連携し、協働による取り組みを推進することが重要です。

計画の全体推進管理については、塩尻市役所の庁内組織である「*環境施策推進管理委員会」が、進捗状況の把握や取り組みの推進を行います。

市は、毎年度、本計画の進捗状況を塩尻市環境審議会に報告するとともに、計画に基づく取り組み状況及び課題をまとめた「塩尻市環境白書」を作成し、公表することとします。

また、計画の実効性を高めるため、塩尻市役所*ISO14001にも用いられている*PDCAサイクルに基づく推進管理を図っていきます。目標の達成状況等の点検を行い、必要に応じて施策や目標値の見直しを検討します。

塩尻市環境基本計画の推進体制



第2節 定期見直しの方針

1 定期見直しの方針

計画の定期見直しにあたっては、計画の骨格部分については変更を行わないこととし、以下の項目に着目し、施策や指標の目標値の見直しを行いました。

(1) 第五次塩尻市総合計画第2期中期戦略との整合

「第二次塩尻市環境基本計画 2017 年度見直し版」は、「第五次塩尻市総合計画」が目指す都市像「確かな暮らし 未来につなぐ田園都市」の実現に向け、環境面の施策を推進する役割を担っています。このため、「第五次塩尻市総合計画第2期中期戦略」と施策の整合を図りました。

(2) 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の取り扱い

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、2015年3月に「第二次塩尻市環境基本計画」の中に組み込んで策定した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」は、同様の見直しを行い2017年度見直し版として、引き続き組み込みを行い一本化した計画としました。

(3) 施策の内容及び指標の目標値の検討

各目標の達成状況を踏まえ、既に目標値に達した項目は、より一層高い目標値を掲げるとともに、施策の主な取り組みを見直しました。

(4) 進捗状況の把握及び定期見直しへの反映

2015年3月に策定した「第二次塩尻市環境基本計画」に基づき、塩尻市役所*ISO14001に示された*PDCAサイクルを用いて進捗管理を行い、取り組み状況や課題を「塩尻市環境白書」として毎年公表しました。

定期見直しに当たっては、関係各課にヒアリングを行い、今までの取り組み状況、目標の達成状況、課題の解決状況を総括して定期見直しに反映しました。

(5) 環境に関する社会情勢の変化

「第二次塩尻市環境基本計画」の策定から2年が経過し、定期見直しとなりましたが、環境を取り巻く情勢は少なからず変化しています。

市内においては、2015年4月に信州F・POWERプロジェクトによる木材加工施設が稼働し、原木が県内各所から集積場に運搬されております。こうした社会情勢の変化を考慮しました。

また、国では、2016年12月に「持続可能な開発目標(*SDGs)実施指針」を決定しました。これに伴い、自治体においてもSDGs達成に向けて促進が求められています。

ア 環境保全に関する事項

地球温暖化やごみの問題、自然環境の保全など、現代社会が直面する環境問題は複雑化、多様化の度合いを一層深めています。複雑化、多様化した環境問題を解決していくためには、市民・事業者・市が環境との関わりを理解し、それぞれの役割分担のもとに、連携して環境保全に取り組む「協働」が重要な鍵となります。

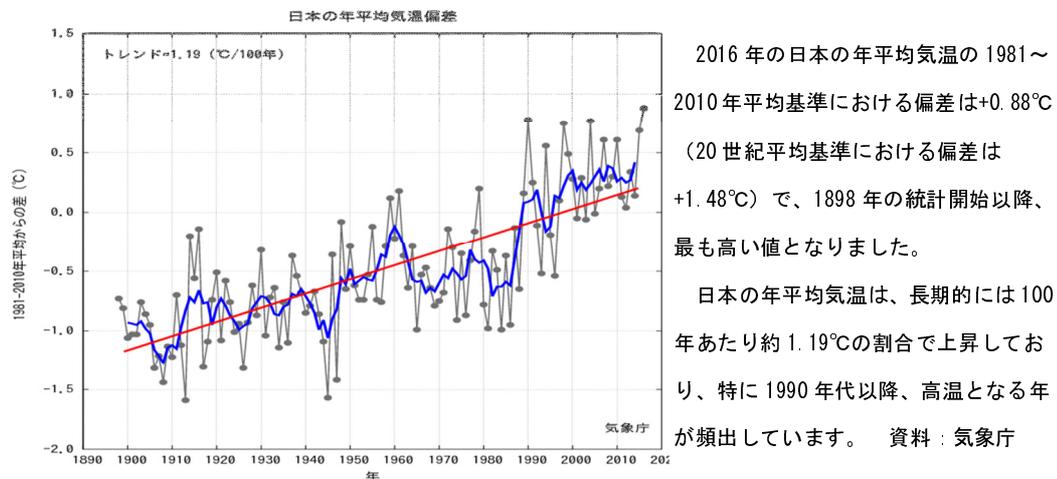
このため、市民・事業者・市が積極的に環境情報を持ち寄り、コミュニケーションや交流・連携を図ることが必要となっています。

イ 地球温暖化対策に関する事項

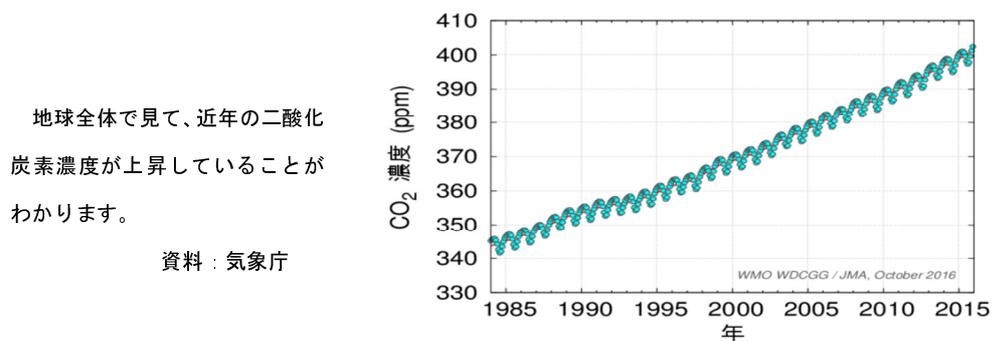
石油等の化石燃料を燃やすと温室効果ガスである二酸化炭素が排出されます。現在、温室効果ガスの排出量が増加したことによる地球温暖化が進んでおり、集中豪雨、洪水や干ばつ等の異常気象の頻度の増加等、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしており、地球温暖化を防止することが人類共通の課題となっています。

このようなことから、二酸化炭素等、温室効果ガスの削減に向けた取り組みのより一層の強化が求められています。

図：日本の年平均気温の平年差の経年変化



図：地球全体の二酸化炭素の経年変化（1885年～2015年）



ウ *省エネルギー・*再生可能エネルギーに関する事項

近年のライフスタイルや気候の影響のほか、2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故を契機として原子力発電所が停止し、電力供給不足により全国で電力需要がひっ迫し、省エネルギーの推進が求められています。

また、足りない電力を補うため、火力発電による発電量が増加したことにより温室効果ガス排出量が増加しています。

このような状況を受け、原子力発電に代わる電力供給源としての視点も加わり、再生可能エネルギーに対する期待は、かつてないほど高まり、加えて2012年7月に再生可能エネルギーの*固定価格買取制度が開始され、再生可能エネルギーを活用したビジネスへの参入に対する取り組みが広がっています。

図：再生可能エネルギー等（大規模水力除く）による設備容量の推移



2009年に500kW未満の太陽光を対象に余剰電力買取制度が開始されて以降、大規模水力を除く再生可能エネルギー等による設備容量の年平均伸び率は5%から9%に上昇しています。

2012年7月に固定価格買取制度が開始されて以降は、設備容量は年平均29%上昇しています。

資料：資源エネルギー庁

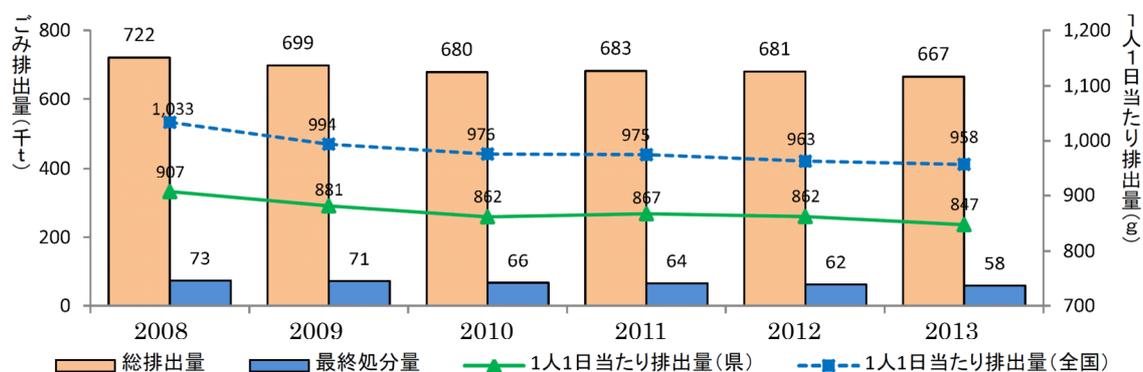
エ ごみの削減・リサイクルに関する事項

我が国においては、大量生産・大量消費・大量破棄を基調としたこれまでの社会経済システムやライフスタイルは見直されてきていますが、ごみの発生抑制や*3R（リデュース・リユース・リサイクル）については、更に取り組みを進めていく必要があります。

本市のごみの総排出量は、一般家庭のごみ処理有料化以後減少し、ほぼ横ばいで推移していますが、可燃ごみが微増傾向にあります。ごみと資源を分別し、資源の再使用を一層進めること等により、家庭ごみ排出量を更に減少させていくことや、事業系ごみの排出量を減少させていくことが求められています。

図：ごみ排出量の推移（全国・長野県）

資料：長野県



※1人1日当たり排出量の算出に用いる総人口には、平成24年度以降は外国人人口を含む。

オ 自然環境に関する事項

将来にわたり自然の恵みを享受していくためには、生物の多様性を維持し、豊かな自然環境を守っていくことが重要です。我が国では、2012年9月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定され、地球規模でも*生物多様性の保全と持続可能な利用の実現を目指し、取り組みが進められています。

本市は市街地周辺に*里地里山環境が多く残されています。この環境は、人が農林水産業に携わりながら維持、管理することで保ってきた日本特有の自然環境で、多くの生物が生息し、生物多様性の確保という観点からその保全が重要視されています。

しかし、今日では人々を取り巻く社会情勢の変化に伴い生活との関わりが薄れ、またこれまで管理を行ってきた人々の高齢化により、十分な管理が行き届かずに衰退しつつあるのが現状です。

また、本市は、高ボッチ高原において外来生物を駆除し、貴重な動植物の保護や自然環境の保全活動を行っておりますが、近年、美しい景観と眺望により、県外から訪れる人も増加し、貴重な動植物の採取やごみのポイ捨てが問題となっています。

(6) 法律、他計画との整合

我が国において主要な環境問題、新たに顕在化した環境問題に関する多くの法律や個別の行政計画が制定または策定されました。2015年の「第二次塩尻市環境基本計画」策定以降にも、環境に関連する主要な法律が改定され、それぞれの推進が図られています。

本計画においては、これらの法律や定期見直しが予定されている他の行政計画と密接に連携し、整合を図る必要があります。